

第 1 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成30年12月17日（月）午後3時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 たぐち よしのり むくした たもつ みやもと まさはる もりやま たかゆき
6田口 慶則・7棕下 保・14宮本 政春・15守山 孝之
なかたに ひでや にしもり よしのり ゆうき しんぞう もろと よしあき
16中谷 秀也・17西森 偉統・18結城 晋三・20諸戸 善昭
なかの こ かたおか まさいく
22中野たつ子・23片岡 眞郁

以上10名

欠席部会委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・長谷川次長・若松主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：坂口担当主幹 白山：境担当副主幹
美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 17西森 偉統・18結城 晋三

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号規定による届出について

報告第4号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 第12回第2農地部会を開会させていただきます。
本日の全員出席ですので、よろしくお願いいたします。
議事録署名者を指名させていただきます。17番 西森偉統委員、18番 結城晋三委員、よろしくお願いいたします。

まず始めに、本会に付記されました議案につきましては事前に通知いたしましたとおりです。よろしくお願いいたします。

会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 すみません。座って失礼いたします。議案の審議に入らせていただく前に、恐れ入りますが議案書の差し替えをお願いいたします。

差し替えを行う理由でございますが、事前に皆様に送付させていただきました旧議案書の8ページ、議案第2号の番号1の案件につきまして取下げ願いが提出されましたため、削除させていただきました。

なお、この削除に伴い、旧議案書の9ページ下の議案第2号の合計欄について、新議案書のとおり訂正させていただいたところでございます。

以上で、議案書の差し替えについての説明を終わります。大変申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

事 務 局 引き続きまして、報告事項の説明に入らせていただきます。議案書の1ページから2ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から9で、件数は9件、合計面積は20,964㎡で、その内訳は田が20,730㎡、畑が234㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から2で、件数は2件、合計面積は8,237㎡で、その内訳は田が6,765㎡、畑が1,472㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

4ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 共同住宅用地

番号2 一般個人住宅用地

でございます。

以上、件数は2件で、合計面積はいずれも畑で1,363㎡でございます。

5ページをお願いします。

報告第4号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 _____、申請地は田で343㎡、取得年月日は平成5年3月26日でございます。

番号2、権利者 _____、申請地は田で343㎡、取得年月日は昭和63年4月20日でございます。

番号3、権利者 _____、申請地は畑で139㎡、取得年月日は平成10年3月31日でございます。

これらの案件につきましては、いずれも権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、件数は3件、合計面積は825㎡、このうち田が686㎡、畑が139㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりですので、よろしくをお願いします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 6ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 3,070㎡、渡人（亡） _____（相続財産管理人） _____、面積 2,085㎡、申請地 須ヶ瀬町福森 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 279㎡ 外2筆、合計面積 2,085㎡。

これにつきましては、受人は、故人が所有していた農地を売却して債権者へ

配当しようとする渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 久居、受人 _____、面積 8,869㎡、渡人 _____、面積 3,368㎡、申請地 戸木町中川原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 226㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、面積 10,614.19㎡、渡人 _____、面積 158㎡、申請地 稲葉町中山_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 158㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 川合、受人 _____、面積 251,870.97㎡、渡人 _____、面積 1,587㎡、申請地 一志町八太関_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,065㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 八知、受人 _____、面積 16,005.61㎡、渡人 _____、面積 16,005.61㎡、申請地 美杉町八知倉元_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,344㎡ 外15筆、合計面積 8,537.61㎡。

これにつきましては、受人は、自営する会社の_____のため農地を売却する渡人から要望され、申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は5件、合計面積は12,071.61㎡、このうち田が6,053㎡、畑が6,018.61㎡でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。去る7日の日に現地確認してまいりました。状況は事務局の説明どおりでございます。場所は_____の合流のところ西へ約100mのところ。これも事務局の説明どおり別に何も問題ないと思います。これも私と諸戸さんと椋下さん、地元推進委員と事務局で見てまいりました。

2番も同じですけど、場所は_____南東約1kmのところ、高速のすぐ西です。これも事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

椋下委員 7番、椋下でございます。12月7日の日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員と総合支所職員と私とで確認をさせていただきました。場所は_____の北約400mのところでございます。事務局の説明どおりでございます。何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。4番お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。7日の日、会長と地元委員、地元推進委員立会いの上、事務局から同席で現地確認をさせていただきました。場所は高速道路の真下のところで、譲受人が2反ぐらいの田をしている隣接のところでした。何も問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。5番お願いします。

結城委員 18番、結城です。7日の日に地元推進委員と事務局で現地確認をいたしました。事務局の説明どおりでございます。農業は引き続き同一世帯でやるということです。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします

事務局 8ページをお願いします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 波瀬、申請者 _____、申請地 一志町波瀬広垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 552㎡ 外1筆、合計面積 892㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、275.52㎡、パネルの設置率は、土地の形状が不整形地であることから、転用面積の30.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 波瀬、申請者 _____、申請地 一志町波瀬広垣内 _____

__、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 325㎡ 外1筆、合計面積1, 407㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、426.4㎡、パネルの設置率は、土地の形状が不整形地であることから、転用面積の30.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 下多気、申請者 _____、申請地 美杉町下多気下之世古 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 396㎡ 外10筆、合計面積 5, 399㎡。

これにつきましては、申請地を植林地とするものですが、昭和55年頃に杉を植樹しており、所有者から始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 下多気、申請者 _____、申請地 美杉町下多気世古 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 102㎡ 外1筆、合計面積 154㎡。

これにつきましては、申請地を物置用地及び車庫用地とするものですが、昭和43年頃から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は7, 852㎡、このうち田が5, 139㎡、畑が2, 713㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。7日の日に地元推進委員と会長、事務局で現地を確認させていただきました。獣害で何も作れないところです。続けて2も同じで、2は本庁事務局も、立ち会っていただきましたが、施主さんもおりましたけれど、現状は太陽光を作るくらいがいいのかなというような状況です。本人さんの希望のようで、何の問題もないと思います。

議長 ありがとうございます。3番、4番お願いします。

結城委員 18番 結城です。下多気3番について、7日の日に会長、部会長、本庁の事務局で現地確認をいたしました。遠方により耕作が困難になり植林をしたということです。写真、始末書全て書類が添付されておりますので、この案件については問題ないと思います。

4番についてこれも7日の日に地元推進委員、事務局とで現地確認をいたしました。物置と車庫を建築したいと。昭和43年ごろに牛舎を建てておられて、併せて追肥置き場、わら置き場、農機具などを建てていました。牛舎は取り壊してありましたが、他に残っているのが一棟ぐらいありましたかな。始末書も

添付されておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 どうです、よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 10ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町西羽野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 128㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を庭園用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 大鳥町西野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 396㎡ 外2筆、合計面積 980㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、360.72㎡、パネルの設置率は、土地の形状が不整形地であることから、転用面積の36.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 大鳥町西野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 549㎡ 外2筆、合計面積 869㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、367.4㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 大鳥町西野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 644㎡ 外1筆、合計面積 934㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、307.28㎡、パネルの設置率は、土地の形状が不整形地であることから、転用面積の32.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町上鴻野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 624㎡の内539㎡ 外1筆、合計面積 672㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地及び農業用倉庫用地とするものですが、農業用倉庫につきましては、平成10年頃から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されま

番号6、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居一色町鴻野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,150㎡ 外2筆、合計面積 1,504㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 庄田町沓掛_____、台帳地目 畑、現況地目 畑及び雑種地、面積 181㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものですが、申請地の一部を平成20年頃から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 大井、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町大仰山口_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 201㎡ 外1筆、合計面積 544㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を分家住宅用地及び農業用倉庫用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されま

番号9、地区 高岡、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町田尻ハシラ_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,296㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売（分譲）住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町高野高岡_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 211㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をドッグラン用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 川口、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、

渡人 _____、申請地 白山町川口大角 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 294㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、次の番号12で許可を受けようとする隣接地との一体的利用により323.7㎡、設置率は、転用面積の52.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 川口、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口大角 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 327㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、先の番号11で許可を受けようとする隣接地との一体的利用により323.7㎡、設置率は、転用面積の52.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町二本木落合 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 95㎡。

これにつきましては、平成11年頃から、水はけの不良と日照条件の悪さから、休耕していたところ、雑木が生い茂り山林化してしまった旨の始末書が提出されましたことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 八ツ山、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町山田野中大山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 411㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、隣接地との一体的利用により561.6㎡、設置率は、同様に一体的利用により、56.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 八ツ山、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町山田野口大山 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 975㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、452.4㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 八ツ山、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 白山町稲垣下之坂 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 965㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、429㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 八ツ山、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町古市猫座_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,219㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、478.08㎡、パネルの設置率は、土地の形状が不整形地であることから、転用面積の39.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 八知、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知中切_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 935㎡ 外1筆、合計面積 1,344㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、515.52㎡、パネルの設置率は、南西側の住宅の影の影響から、転用面積の38.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知岩屋口_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 280㎡ 外1筆、合計面積 349㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を物置用地・駐車場用地及び公衆用道路とするものですが、昭和16年頃から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は19件、合計面積は13,298㎡、このうち田が4,873㎡、畑が8,425㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。

田口委員 6番 田口です。去る7日の日に現地確認して参りました。事務局職員と、椋下委員、諸戸部会長、地元推進委員で見えてまいりました。場所は_____の信号、北西約50mのところですか。これも何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。2番から7番お願いします。

椋下委員 7番 椋下でございます。12月の7日の日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員と事務局職員と私とで確認をさせていただきました。場所は_____

バス停から西へ約400mのところをごさいますて、事務局の説明のとおりでございますて、何ら問題はないと考えます。

3番でございまするが、これも真横でございますて全く上と同じでございます。4番でございまするが、これも県道を挟んだ真北側でございますて、全く同じところとございまするので、何ら問題はないと考えます。

5番でございまするが、これも7日の日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員と事務局職員と私とで確認をさせていただきますました。場所は_____バス停西約300mのところとございますて、事務局の説明のとおりでございますて、何ら問題はないと考えます。

6番でございまするが、これも7日の日に昼から守山会長、諸戸部会長、地元推進委員、事務局と私とで確認をさせていただきますました。場所は_____バス停北約300mのところとございますて、事務局の説明のとおりでございますて、何ら問題ないと考えます。

7番でございまするが、これも7日の日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員と事務局職員と私とで確認をさせていただきますました。場所は_____の東約500mのところとございますて、事務局の説明のとおりでございます。何ら問題ないと考えまするので、よろしくご審議願います。

議 長 はい、ありがとうございます。8番願います。

宮本委員 14番 宮本です。7日の日に地元推進委員立会いのもと、事務局と守山会長と私で現地を確認してまいりました。申請地の隣が宅地になっていまして、宅地にしたいということで、何ら問題ないと思います。

9番は守山会長、諸戸部会長、事務局立会いのもと、周りが大変宅地化してきまして、立派ないい田でしたけれども分譲住宅向けにということで。場所は_____の南側あたりです。

10番は一志町高野になってますが、_____の裏にあたります。一番上の方で、これ_____という方が隣の土地をドッグランするという。家の裏で、日当たりの悪い農地には不適な土地でしたけど。そういう目的で申請が出ている。農地に対しては何ら問題ないと思いまするので、よろしくご審議ください。

議 長 はい、ありがとうございます。11番、12番願います。

中谷委員 16番 中谷です。12月7日の日に西森・中谷両委員と、地元推進委員、白山総合支所職員とで確認をしてまいりました。場所は_____のすぐ東、駐車場の隣になります。11番、12番、隣接してございますて一体使用でするので同時説明とさせていただきます。両土地とも地主さんは耕作する気がないということで荒れてございますて、行った時はある程度は草を刈ってあったのですが、太陽光ぐらいしか無いかないという形で仕方ないかなと思いまするので、何ら問題ないかと思います。

13番ですけれども、これも7日の日に西森・中谷両委員と、地元推進委員、白山総合支所職員とで確認をしました。場所は雲出川沿いで、川向こうが_____にあたる場所です。父親から譲り受けたそうですけれども、長年耕作もされておらず、自然に山林化したという形でして、そのまま周りと一緒に利用するということでしたので、何ら問題はないかと思います。よろしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。14から17ですね。

西森委員 17番 西森です。14番、15番、これは同じような場所なので、同時に説明させていただきます。12月7日の日ですが中谷・西森両委員と、地元推進委員、それから白山総合支所職員、それから太陽光業者という面々で立会いをさせていただきました。場所は_____の西の方の荒れた土地というか雑種地というような場所です。現状はそんな状況でかなり荒れていたということで、見に行った時は、笹林みたいなところを広げた状態で、きれいな状態ではありません。何ら問題はないという判断をさせていただきます。

それから、その次の16番ですが、これは同じメンバーで立会いをさせていただいております。場所は_____トンネルの下がったところ、ちょうど山間に囲まれた場所ですが、太陽光にするということで場所的にはあまりいいように思わないですけれども、隣には田んぼを耕作されているところもあったのですが、水路を挟んでいるということで業者の方も気をつけてやっていただけるといような話をいただきました。

それから17番ですね。会長、部会長、中谷・西森両委員と、地元推進委員、本庁の事務局、白山総合支所職員、行政書士の方とで立会いの方をさせていただいております。場所ですけど、_____の斜め前といった場所です。以前、こちらの方に出てきていて、地元の方に理解が得られなかったということで、少し頓挫していた話ですけれども、一部の方だけがやられるということで、今回申請に至ったという形です。現状はあの場所へ太陽光するとかなりいいのかなというような、立地条件のいい場所です。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。18、19お願いします。

結城委員 18、19と説明をいたします。7日の日に本庁、会長、部会長、地元推進委員と事務局で現地確認をいたしました。受人は申請地を太陽光発電用地として買い受けると、渡人は農業経営の縮小のため売却するということです。よろしくをお願いします。

19番、これも同じ日に地元推進委員と現地確認をいたしております。申請地の向かい側で_____という番地があるのですが、_____を始めたいと。申請地の近くにある便利の良い駐車場も4台分とし、申請地に建てている物置き場を壊さず利用していきたい。物は建っているので、始末書、現況写真、必要書類が添付されているということでございます。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方の意見をお聞きしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定し

たいと思います。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

13ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 庄田町八王子田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 327㎡ 外2筆、合計面積 776㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、354.24㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は776㎡、このうち田が406㎡、畑が370㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

椋下委員

7番、椋下でございます。7日の日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員と、久居総合支所職員と私とで確認をさせていただきました。場所は_____のバス停東約300mのところでございます。事務局の説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えますのでよろしくご審議願います。

議長

ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。皆さん方の意見をお聞きしたいと思います。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
でございます。

番号1、地区 川口、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
貸人 _____、申請地 白山町川口馬乗岩_____、台帳地目 畑、現況地
目 雑種地、面積 287㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に5ヶ月間の使用貸借権を設定し、
申請地を公共工事のための現場事務所とするものですが、平成30年11月1
日から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを
追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で287㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可
要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見
をお伺いします。

中谷委員 16番、中谷です。12月7日に西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総
合支所職員とで確認をしてまいりました。場所は_____の東の隣です。改修
工事のための現場の事務所です。何ら問題はないかと思えます。よろしくお願
いします。

議長 ありがとうございます。皆さんのご意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号につ
いて、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定し
たいと思います。

続きまして、議案第6号、非農地証明願についてを議題といたします。事務
局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第6号 非農地証明願について でございます。

番号1 地区 川口、願出者 _____、申請地 白山町川口中ノ谷 _____
_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 378㎡。

これにつきましては、平成30年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地に昭和49年に居宅が新築されたことが確認できることから、申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、合計面積は、いずれも田で378㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

中谷委員 16番、中谷です。12月7日に西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所職員とで確認をしてまいりました。場所は_____のすぐ東隣です。この土地は父親が宅地だと思いこみ建築をしたものでして、先々の相続のことを考えて調べ直したら、まだそのままだということで手続きをされたようです。何ら問題ないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の3枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で12,019㎡、畑の賃貸借で9,043㎡、契約件数は14件でございます。

一志地区につきましては、契約はございませんでした。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で13,534㎡、畑の使用貸借で61㎡、契約件数は9件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借で1,194㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて26,747㎡、畑

の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて9, 104㎡、合計契約件数は24件、合計面積は35, 851㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区9件、白山地区3件で合計12件、合計面積は14, 739㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で50.0%、面積で41.1%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限は該当ございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。事務局の説明が終わりました。皆様のご意見をお伺いしたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第7号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもって、第12回 第2農地部会を閉会します。

午後3時55分

上記は、第12回第2農地部会の議事を録したものである。

平成30年12月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____